

■届出者の本人確認方法

① 被保険者等による訂正・利用停止等届出の場合

ア. 健康保険組合が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ. 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※婚姻等によって、開示請求時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票の写し）をご提出ください

※上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断します。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とします。

② 法定代理人からの訂正・利用停止等届出の場合

1. 加入者本人の確認書類（※前述①と同様）

2. 法定代理人の本人確認できる書類

当該被保険者等の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類

（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ. 家庭裁判所の証明書

オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの訂正・利用停止等届出の場合

1. 加入者本人の確認書類（※前述①と同様）

2. 保有個人データ訂正・利用停止等届出委任状（様式 10）

3. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書